

ファースト・スタディ日本語学校大阪泉大津校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を通じて、自国の発展、国家間の橋渡し、については世界への貢献に積極的に尽力できる若者たちを育成し、多数社会へ輩出することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、ファースト・スタディ日本語学校大阪泉大津校という。

(位置)

第3条 本学は、大阪府泉大津市旭町22番45号テクスピア大阪4階に置く。

第2章 日本語教育課程、修業期間、収容定員及び休業日

(日本語教育課程・修業期間・収容定員)

第4条 本学の日本語教育課程、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第一部／第二部	日本語教育課程名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第一部	進学2年課程	2年	60人	3クラス	4月入学生
	進学1年課程	1年	20人	1クラス	4月入学生
	小計		80人	4クラス	4月入学生…80人
第二部	進学1年9か月課程	1年9か月	40人	2クラス	7月入学生
	進学1年6か月課程	1年6か月	40人	2クラス	10月入学生
	小計		80人	4クラス	7月入学生…40人 10月入学生…40人
	合計		160人	8クラス	

(始期・終期等)

第5条 本学の各課程は、4月(又は7月又は10月)に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 日本の国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業(年度ごと別途定めて通知する。)
- (5) 冬季休業(年度ごと別途定めて通知する。)

(6) 春季休業(年度ごと別途定めて通知する。)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 第一部 9:00～12:50、第二部 13:10～17:00 とする。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各課程別の教育課程及び授業時数は以下の通りとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、50分とし、1年あたり760単位時間を下らないものとする。

進学2年課程 1,520単位時間 ／ 進学1年9か月課程 1,360単位時間

進学1年6か月課程 1,200単位時間 ／ 進学1年課程 760単位時間

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、次のとおりとする。

(1) 学期末に「表現」「読解」「聴解」(初級は「総合日本語」)、「文字語彙」「作文」「会話」「スピーチ」の7科目(初級は5科目)の日本語力を評価する。日本語力評価は、筆記試験(小テスト、定期試験)、成果物評価、意欲評価、パフォーマンス評価、また自己評価、他者評価をもって決定する。

(2) 日本語能力は5段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 主任教員

(3) 教員 8人以上(うち本務等教員4人以上)

(4) 生活指導担当者 2人以上(うち専任1人以上)

(5) 事務職員 2人以上(うち専任1人以上)

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 正当な手段によって日本への入国が許可され、又は許可される見込みのある者

(3) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年3回とし、その時期は4月及び7月及び10月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転校・退学・転入学)

第15条 転校または退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 転入学を希望する者がいる場合、校長及び主任教員がその可否を審議する。

3 転入学希望者の入学資格、入学時期及び入学手続は、第11条、第12条及び第13条を適用する。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席率が著しく悪い者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- (5) 所定の期日までに学費を納入しない者

第5章 生徒納付金

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

(1) 進学2年課程

入学選考料 ／ 51, 000円
入学金 ／ 86, 000円
2年間授業料 ／ 1, 368, 000円
教材費 ／ 75, 000円
留学生保険料 ／ 20, 000円
健康診断料 ／ 15, 000円
設備費 ／ 40, 000円

(2) 進学1年9か月課程

入学選考料 ／ 51, 000円
入学金 ／ 86, 000円
授業料 ／ 1, 197, 000円
教材費 ／ 70, 500円
留学生保険料 ／ 17, 900円
健康診断料 ／ 15, 000円
設備費 ／ 35, 000円

(3) 進学1年6か月課程

入学選考料 ／ 51, 000円
入学金 ／ 86, 000円
授業料 ／ 1, 026, 000円
教材費 ／ 62, 500円
留学生保険料 ／ 15, 800円
健康診断料 ／ 15, 000円
設備費 ／ 30, 000円

(4) 進学1年課程

入学選考料 ／ 51, 000円
入学金 ／ 86, 000円
授業料 ／ 684, 000円
教材費 ／ 50, 500円
留学生保険料 ／ 10, 000円
健康診断料 ／ 7, 500円
設備費 ／ 20, 000円

(納入)

第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

(滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 既に納付した生徒納付金の返還は、以下のとおりである。

- ・ 入国査証の申請をしたが認められなかつた場合

入学選考料、返金手数料を除く全納入金を返還する。ただし、当該学生の申請書類および申請内容に虚偽が認められた場合に限り、損害賠償費用として228,000円上限とし返還額から徴収することがある。

- ・ 入国査証取得後、来日以前に入学を辞退した場合

入学選考料、入学会員、入寮費、返金手数料を除く全納入金を返還する。

- ・ 来日後に入学を辞退した場合

原則として全納入金を返金しない。ただし、授業料に限り、228,000円を超える納入済み授業料があれば返還する。

- ・ 途中退学した場合

原則として全納入金を返金しない。ただし、授業料に限り、毎月1日に在籍していない月分の納入済み授業料があれば返還する。

2 収還については学校が求める書類、資料の提出が本校職員によって確認でき次第行う。

3 当該学生が使用していた寄宿舎の原状回復費用、ごみ処理費用、その他の損害費用が発生した場合は、先に充當し、残金に限り返還する。

第6章 雜則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回実施する。

附則

この学則は、令和7年7月1日から施行する。

ファースト・スタディ日本語学校 学生寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ファースト・スタディ日本語学校学生寮（以下「学生寮」という。）の管理及び運営、その他必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 学生寮は、学生の勉学に適する環境において、自主的に規律された共同生活を通じて学生自身の自律性、協調性、寛容性の発展を目指すことを目的とする。

(管理運営)

第3条 学生寮の管理及び運営に関する責任者は、校長とする。

(入寮資格)

第4条 当校に在籍している留学生とする。

(入寮申請・入寮手続き)

第5条 学生寮に入寮を希望する学生は、入寮申請書と誓約書、その他必要書類を校長に申請するものとする。また、学校は当該学生の入寮費用の入金をもって入寮を許可し学生寮を用意する。

(入寮の取消し)

第6条 入寮を許可された学生が手続きを怠り、若しくは指定された期日までに入寮しないとき、又は寮選考の過程において虚偽の申立てをしたことが判明したときは、校長は、その学生の入寮許可を取り消すことができる。

(入寮時期・在寮期間)

第7条 入寮日は、原則として4月と10月とする。ただし、欠員がある場合には中途においても入寮させることがある。

2 在寮期間は原則6ヶ月間とし、半年毎に更新する。期間途中での退寮の場合は、残月数の家賃を支払うことで即時退寮を認める。

(寮費)

第8条 寮費は以下のとおりとする。

- | | | |
|---|---|----------------------------------|
| 1 | 入寮費 | 60,000円 |
| | 家賃 月額 | 25,000円 (一人部屋を希望する場合 月額 50,000円) |
| | 水道 月額 | 2,200円 ※著しく使用料が多い場合に限り、実費請求 |
| | 電気／ガス | 実費 ※複数で同じ部屋に住む場合は、人数で均等割り |
| 2 | 寮費は、入学時は6ヶ月分の先払い、それ以降は、前月末までに納入しなければならない。 | |
| 3 | 入寮、退寮の日が月の中途である場合においても、1か月分を納めなければならない。 | |
| 4 | 既納の寮費は、原則として返還しない。 | |

(規程等の遵守)

第9条 寮生は、本規程及び下記の項目を遵守しなければならない。

- 1 生活上の遵守事項
 - (1) 異性の居室出入りを禁止する。
 - (2) 喫煙は所定の場所のみとし、居室内では禁煙とする。
 - (3) 未成年に飲酒を勧める行為は禁止する。
 - (4) 石油ストーブ、その他火気は使用しない。
- 2 迷惑行為の禁止
 - (1) 犬、猫その他ペットの飼育。
 - (2) 大声をあげる、他人の迷惑となる音量でのテレビやオーディオ機器の視聴、楽器演奏を行うなどの騒音行為。
 - (3) 暴力行為及び賭博行為。

- (4) 爆発性、発火性を有する危険物を製造または保管すること。
- (5) 暴力組織への加入・関係者の出入り、政治的・宗教的な活動団体への他の入寮者に対する勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催、ネズミ講やマルチ商法等の販売活動、その他風紀秩序を乱す行為を行うこと。
- (6) 階段・廊下等共有スペースへ私物の残置、許可された場所以外への印刷物の掲示。
- (7) その他、他の入寮者及び近隣居住者に迷惑がかかると管理者が判断した行為。

(施設の保全)

第10条 寮生は、居室、共同施設その他学生寮の施設を正常な状態に保全するため、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- 2 居室に許可なくして工作を加えないこと。
- 3 共同施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- 4 故意又は過失により施設設備及び備品を、損傷、汚染又は滅失したときは弁償すること。
ただし、不可抗力その他やむを得ないと認められるときは、これを減免することができる。
- 5 防火防災、保健衛生その他必要な事項については、学校の指示に従い協力すること。

(非常時の立ち入り)

第11条 委員会及び管理人は、火災、盗難その他異常が認められるとき、または、疑いがあるとき、寮生の承諾を得ないで居室へ立ち入ることができる。

(退寮手続き)

第12条 退寮を希望する者は、退寮届を提出し、その許可を得なければならない。在寮期間の途中で退寮を希望する場合は、残りの在寮期間の家賃を支払わなければならない。

(退寮措置)

第13条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、校長は退寮を命ずるものとする。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき
 - (2) 寮費又は第8条に定める経費の納入を3ヶ月以上怠ったとき
 - (3) 学生寮において風紀秩序を著しく乱す行為のあったと認められるとき
 - (4) その他学生寮の管理運営に著しく支障をきたす行為のあったとき
- 2 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、校長は退寮を命ずることができるものとする。
- (1) 停学処分を受け、退寮措置が必要と認めたとき
 - (2) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認められたとき
 - (3) 第9条の定める遵守事項を守らなかったとき
- 3 退寮を命じられた者は、退寮を命ぜられた日から14日以内に退寮しなければならない。

(退寮時等の点検)

第14条 寮生は退寮時又は転室時に居室その他居室に付属する設備及び備品等について、校長が指定する者の点検を受けるものとする。

(原状回復)

第15条 居室その他居室に付属する設備及び備品等の点検に際し、故意又は過失により施設設備及び備品を、損傷、汚染又は滅失したときは原状回復を求める。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日より施行する。